契約の条件(2010 年版)

1　製品

甲から乙に提供される個々の契約製品は本契約と各契約条件(以下「本体契約」)に基づいて取り扱われ、別表(契約本体リスト)に記載される。最新の契約本体リストは、乙からの要求に応じて送付される。個別本体契約の期間中、甲は別表(契約本体リスト)および当該条件に記載されているサービスを提供する。

2　基本サービス

2.1　修理およびメンテナンス

契約製品の修理およびメンテナンスは甲のみが行うことができるものとする。

甲は次のサービスを提供する。

ピックアップ･サービス、スペア部品、工賃、配送、標準安全チェックを含む契約製品の修理およびメンテナンス。別表(契約本体リスト)に記載される全てのバッテリーおよび充電器を含むものとする。但し、安全鋲打機のピストンおよびバッファ、掃除機用のフィルターなどの消耗品や契約外の製品は含まれないものとする。契約外の製品の修理または交換費用は乙の負担とする。

本契約に別段の定めがない限り、上記サービスに係る費用は甲の負担とする。但し、不適切な使用その他本契約が規定する条件を越えて使用された契約製品に関するサービスまたはメンテナンスの費用は全て乙の負担とする(8 項参照)。

2.2　本体の交換(7 項参照)

甲は各契約製品を合意された交換日に別表(契約本体リスト)に基づき交換する。

3　プレミアムサービス

(別表(契約本体リスト)にてそれぞれ特定されている契約製品にのみ適用)

3.1　貸出機：

サービス及びメンテナンスを行うために契約製品を使用できない期間、乙は同等品の貸出機の貸し出しを要求することができる。

修理された契約製品が乙に返却されたときは、貸出機は直ちに甲に返却されなければならない。返却が遅延した場合は、3.2 項に記載されているピークデマンド料が日割り計算で請求される。貸出機の使用方法および損失については、それぞれ 8 項および 9 項が適用される。

3.2　ピークデマンド・ツール(有償貸出機)：

3.2.1　作業の繁忙期に、乙は追加のツール(有償貸出機)を要求することができる。

3.2.2　貸し出すことができるピークデマンド･ツール(有償貸出機)の台数は、契約製品の機種毎に合計した台数の 20%相当を限度とする。

3.2.3　ピークデマンド･ツール(有償貸出機)の使用方法および紛失については、それぞれ 8 項および 9 項が適用される。

3.2.4　ピークデマンド・ツール(有償貸出機)に係る費用は、別表の乙が支払う月額料金に含まれるものとする。

3.2.5　ピークデマンド・ツール(有償貸出機)使用料は日割り計算にて、別表の乙が支払う月額費用に個別に加算される。最短使用期間は 3 日間とする。ピークデマンド・ツール(有償貸出機)使用料金表は、要求に応じて提供される。

3.3　盗難補償：

3.3.1　本サービスの対象となる契約製品に伴う甲への残存リース料は免責控除付で盗難に備えている。盗難が発生した場合、乙は盗難の証として警察に提出した報告書を甲に提出しなければならない。この警察への報告書には盗難発生時の状況説明と共に盗難本体の機種および本体番号が示されていなければならない。

3.3.2　盗難発生で乙が負担するのは、盗難にあった契約製品の全未払金の 20%の免責控除金額のみとなる。未払い代金は、盗難被害にあった時点の残存する終了日までの月額使用料金の未払い金額、遅延料(7.3 項参照)と各契約製品に適用される税金を加え、該当する契約製品に適用されるサービスに関する費用を控除した金額となる。

3.3.3　この規定は本体の取換えを条件とするものではない。乙が盗まれた本体の取り換えを望む場合には、それは現在の乙のフリートマネジメント契約(6 項参照)にプラスされる新たな本体として取り扱われる。

3.3.4　本契約に含まれる全契約製品の最大 25%(標準価格ベースを基準とする)について盗難補償(年間最大盗難枠)の設定がなされている。過去 12 カ月間に盗まれた契約製品(今盗まれた製品も含む)に対する累計未払い額が現時点の最大盗難枠を超える場合には盗難補償は適用されない。累計未払い額の一部が最大盗難枠を上回るか、下回る場合には、盗難補償は下回る部分にのみ適用される。盗難枠は甲の算出結果にのみ基づく。契約製品の盗難補償にかかる費用は、別表の乙が支払う月額費用に含まれるものとする。

3.3.5　この盗難補償は、盗難が乙の従業員の過失または意図的な違法行為に起因する場合には適用されない。契約製品の紛失及び破損にはこの盗難補償は適用されない。契約製品の紛失または破損については本契約 8 項および 9 項が適用される。

4　契約期間

4.1　本契約は当事者双方が署名捺印した時点で効力を発し、すべての個別の本体契約が終了するまでの期間有効とする。

上記に関わらず、以下の事態が生じた場合には当事者一方はいつでも相手方当事者に書留便にて通知することによって直ちに本契約を終了することができる。

a)相手方当事者が本契約の重要な条件に違反し、相手方当事者が催告してから 30 日以内に当該違反を是正しなかった場合。期日とおりの支払いを怠る行為は重大な違反とみなされる。

b)相手方当事者が解散、破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生法手続き、および、銀行取引の停止または差押・仮差押・仮処分・強制執行等を受けた時。

c)相手方当事者の現在の株主構成が著しく変化したか、相手方当事者または株式保有利益の大部分に関する管理権が他の個人または法人の手に渡り、相手方当事者のこの変化への対応が期待できないとき。

4.2　本契約の終了後直ちに、その理由の如何を問わず、乙は全ての契約製品を正常な状態(通常の損耗を除く)で甲に返却しなければならない。甲が上記の 4.1 項 a)、b)、c)に基づき本契約を終了させた場合には、乙は、その時点における残存リース料合計、各本体契約残余期間分の契約製品月間使用料および適用可能な税金の総計額から適用可能なサービス料金を差し引いた金額を直ちに甲に支払わなければならない。また、契約商品の返却に関連する一切の費用は、税を含み乙が負担しなければならない。

5　料金

5.1　月額使用料

乙から甲への毎月の支払い額(合計月額使用料)は別表(契約本体リスト)で定める全契約製品の月額使用料の合計額とする。別表(契約本体リスト)は個別の本体が追加、除去または交換される毎に改定される。当事者双方の間で個別の本体契約が締結された場合、11.4 項に該当するときおよび乙が新たなサービスに合意するときを除き、本体契約期間中、当該本体に対する月額使用料の変更は行わないものとする。

6　フリートマネジメント契約の追加

甲との合意に従い、乙は、本契約発効日後のいかなる時点においても甲のツールを追加することができ、現行の条件が適用される。該当する月額使用料は 5.1 項に従って記載される。

7　フリートマネジメント契約の更新

7.1　契約期間の延長

交換日を過ぎても返却されない契約製品については、使用期限終了の遅くとも 14 日前までに乙が拒絶の意思表示をしない場合、6 ヶ月を限度とし、契約期間を延長することができる。該当製品の月額使用料は、本体が返却されるまで、あるいは、遅くとも延長日までに支払うものとする。延長期間中に修理中の契約製品は返却されたものとみなす。

7.2　新契約製品

遅くとも契約製品の交換日の 30 日以前に甲は現在の乙の要望を踏まえて、現行の条件および価格で新しいヒルティ本体を提供することができる。乙の受諾により、新たな本体契約が成立したものとみなされる。

7.3　契約製品の返却

乙は、交換日から 60 日以内に該当する契約製品を甲に返却する。この時点で関連する月間使用料が全額支払われている場合、その製品に関する契約は返却と同時に終了する。乙が 60 日以内に本体を甲に返却しない場合には、契約製品の標準価格の 10%を遅延料として甲に支払う。契約製品の所有権は、返却の有無にかかわらず甲に帰属し、甲が留保する。乙にはこの契約製品を買い取る権利はないものとする。

8　契約製品の使用

乙は、契約製品を取扱説明書及び甲の指示を厳守して、本来の目的のみに使用しなければならない。不適切な使用または本来の目的以外の使用により生じた損失または破損に関する損害は、乙が自らの責任で甲に賠償するものとする。契約製品は、適合するヒルティ社のパーツ、付属品および消耗品と共に使用されなければならない。事前の書面による甲の明確な同意がない限り、乙は、契約製品を全体としても、あるいは部分的にも第三者にレンタルしてはならず、またその他の方法で第三者に使用可能となるようにしてはならない。

9　紛失および盗難

9.1　3.3 項に従い、契約製品が紛失または盗難にあった場合には、乙は甲に対して被害にあった時点の残存する終了日までの月額使用料金の未払い金額、つまり該当する契約製品に適用される税金に遅延料(7.3 項参照)を加え、該当契約製品に付帯するサービス料金を差し引いた金額を支払う。

9.2　甲は乙に対し、直ちに新契約製品の申し出を行う。

9.3　貸出機およびピークデマンド・ツール(有償貸出機)が紛失または盗難にあった場合、乙は標準価格の 20%を請求される。また、3.3.1 項に従って警察に通報する必要がある。

10　所有権

契約製品は甲の所有とする。乙は契約製品を第三者の賠償請求から守ることを誓約すると共に、質権等の担保権の設定、先取特権の設定をしてはならず、代物弁済に供してはならない。また、乙は、第三者が契約製品に対していかなる賠償請求を行った場合でも直ちに甲に報告するものとする。第三者の権利主張への対応に要する費用は乙の負担とする。

11　追加条項

11.1　11.3 項および 11.4 項に従い、契約条件の修正または追加は認められない。

11.2　別表(契約本体リスト)に記載された契約製品についての全てのプレミアムサービス、使用期間および料金は、乙がそれぞれの製品を受領後 30 日以内に拒絶の意思を書面(書留郵便)で甲に通知しない場合、乙により受諾されたものとする。

11.3　いかなる場合でも甲はこの合意内容と期間の変更を乙に申し入れることができる。この合意内容と期間の変更については、書面にて乙に通知される。乙がこの通知を受け取った後 30 日間内に文書で拒絶の意思を通知しなければ、甲の申し入れを受諾したものとみなされる。当該変更は、有効となった後、別表(契約本体リスト)に記載される全ての契約製品に適用可能となる。

11.4　2010 年 5 月 1 日以降の契約に基づいて申し込まれる契約製品の月額使用料について、甲は、適用される地域の OECD(経済協力開発機構)消費者物価指数に従い別表(契約本体リスト)に記載されている価格を改訂するための協議をこと乙に申し入れることができ、乙は当該協議に応じるものとする。OECD 消費者物価指数は、地域の消費者物価指数にリンクし、各地域のインフレを反映したものである。物価指数が 12 カ月間で 3%を上回った場合、甲はかかる改訂の協議を乙に申し入れるを行うことができる。

11.5　現在或いは将来において本契約の何れかの条項が無効と判断された場合でも、本契約中の他の条項は有効に存続するものとする。当事者双方は直ちに無効と判断された条項を、その内容と趣旨に適う他の法的に有効な条項に修正しなければならない。
11.6　何れの当事者も、本契約で生ずる権利・義務の何れをも相手方当事者の書面による事前の同意がない限り、第三者に譲渡することができない。上記に拘わらず、甲は本契約で生ずる一切の売掛金ならびに担保権、それらに付随する権利を乙の同意なくして第三者に譲渡する権利を有する。
11.7　乙は、甲もしくは第三者から受けたクレームに対し、本契約の甲の義務もしくは乙の権利にて抗弁することはできない。
11.8　この合意書の期間と内容とは、別途取り決めた締め日、支払日、支払い方法を指す。
12.合意管轄
この契約に関して疑義又は紛争が生じたときは、甲、乙協議の上、円満に解決する。甲、乙、及び連帯保証人は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、横浜地方裁判所又は横浜簡易裁判所を第１審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。